

学校法人S K K 後援会 規約

(名 称)

第1条 本会は、学校法人S K K 後援会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、学校法人S K K本部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、学校法人S K Kの教育理念「誠実、研鑽、継続」に即し、地域社会が必要とする人材を、後援会と学校が連携して育成し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育に関する援助（産学連携事業、社会人講話、企業講話、業界セミナー 等）
- (2) 学生の研修に関する支援（企業見学、職場実習 等）
- (3) 学生の就職に関する支援（求人募集、説明会の実施 等）
- (4) 教職員の研修に対する支援

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する法人、団体及び個人（卒業生を含む）の者とする。
学校法人S K K 奨学会会員は自動的に本会会員とする。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 査 2名

(役員選出)

第7条 役員は学校法人の理事、および当会役員の推薦に基づき総会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が出た場合は、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長欠席の時は会長指名の副会長がその職務を代行する。

幹事は、第4条の諸活動を運営する。

会計は、会計事務を掌握する。

会計監査は、会計の監査を行い、監査報告をする。

(会 議)

第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とし、会長が招集する。

定期総会は、年1回開催し、事業計画及び事業報告、予算及び決算、役員選任、規約改正の審議、その他議長が必要と認める事項を行う。

その他の会議は会長が必要に応じて開催する。

(決 議)

第11条 会議の決議は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(経 費)

第12条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第13条 本会の年会費は年額10,000円とする。

学校法人S K K 奨学会の寄付者からは会費は徴収しない。

(退 会)

第14条 退会は本人の申告によって行う。この場合、既に納入した会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会規の変更)

第16条 本会の会規を変更しようとするときは、役員会の議決を得なければならない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は2025年4月11日とする。

附 則

本規約は、2025年4月11日から適用する。

なお、設立年度は会計年度および役員任期は、2025年4月11日から2026年3月31日までとする。